

行政の支援

- ・ 広報面での支援
- ・ 社会実験等での検証
- ・ 迂回路の設定に対する助言、資料等の提供
- ・ 看板設置位置等、周知方法、期間に対する助言
- ・ 各種調査に基づく交通量等のデータ提供、蓄積

- ・ 違法駐車、めいわく駐車排除のための市民との協働の取り組みの展開
- ・ 市民への周知活動の積極的な展開
- ・ 広報、街頭での啓発活動の実施

- ・ 路外駐輪場や暫定路上駐輪場など、都心部全体の駐輪場の適正な配置を進めるとともに、周知を図り利用を促進させる
- ・ 整備計画や所有者登録制度の導入可能性について検討

- ・ 荷さばきの効率化の検討促進
- ・ タクシー乗り場の適正配置等の検討
- ・ 各業界との連絡調整（活用者と各業界の仲介、支援）

- ・ 道路状況（幅員、既存の占用物件、既設の道路付属物等）に応じた、活用の条件の整理を進める
- ・ 沿道の土地利用状況や生活状況、商業活動状況とともに、市民ニーズを把握し、将来の整備計画へ反映させていく

- ・ 相談窓口の一元化、許可日数の短縮、申請様式の統一、許可条件の整備、手続き方法の明確化等に向けた行政機関間の連絡体制の確立と、さらなる連携の強化を図る
- ・ 活用バックアップ体制の構築（市民にとって利用しやすい相談窓口の設置について検討する）

- ・ 交通安全や食品衛生上の制度についての周知を図るとともに、規制の目的及び必要性への理解を進める。そのため、市民（活用者）向けに、条件や基準等を示したガイドブック等の作製・配布により理解を図る

- ・ 道路活用の目的・効果等（まちのにぎわい、経済の活性化）について多くの市民や商業者に知ってもらうため全市的な広報展開を図る
- ・ 道路活用応援団等（都心ファンクラブ）の設立等について検討する

より本格的な道路活用を考えた場合、市民ニーズの多様化に対する支援や施策の整備、市民意識の醸成、交通環境に関する課題の解決について市民と行政が協働で検討することが必要です。

日常的な活用の課題としては、駐

輪や不法看板等の問題があげられます。これは歩行者の安全性や救急活動の阻害という問題だけではなく、都市景観を損なうなど、社会的な問題となっています。

イベントの実施など、非日常的な活用の課題としては、活用の担い手

不足と運営組織づくりの難しさ、法規制や使う側の管理責任の認識不足があります。ここでは、これまでの札幌市の取り組みや実践者へのヒアリング、他都市の事例から道路活用の課題とその解決の糸口（ヒント）を次のように整理します。

交通環境

課題解決のヒント

活用者の役割

・交通機能

- ・ 通行止め等の交通規制を伴う場合は、迂回路の設定、周知などによる代替機能の確保及び十分な広報
- ・ P Rを実施する。(特に、緊急車両の進入路として、3.5mを確保する)
- ・ 歩道部分の活用については、歩行者優先を前提に、特に車椅子等の通行の確保を最優先とする
- ・ 視覚障がい者用点字ブロックをふさがない、他店舗の出入口をふさがない、消火栓付近では実施しない
- ・ 福祉のまちづくり条例では、歩道の有効幅員は2m以上を確保することが望ましいとされており、活用にあたっては、これを確保する
- ・ 交通機能への影響を検証しながら実施期間や実施範囲など、段階的な活用を図ることが望ましい

・路上駐車

- ・ 実施前の十分な広報、啓発活動(たて看板、ポスター掲出、チラシ配布、新聞、テレビ等を使った広報)を展開し、路上駐車防止を図る
- ・ 車道を利用したイベントなどの活用の際は、開始前から路上駐車誘導を実施する
注：駐停車の特例として法令により駐停車が認められている車両(指定車両)がある

・自転車

- ・ 暫定路上駐輪場等について、実施前からの十分な広報、啓発活動を行う
- ・ 自転車の整理に向けアダプト制度の活用を図る

・運輸関係者への影響

- ・ 活用目的及び活用効果等の十分な説明を行い周知を図る
- ・ 車道を利用したイベントなどで交通への影響等が予測される場合は迂回路の設定周知などによる代替機能を確保する。また、その際は十分な準備期間・周知期間についても配慮する

・道路構造

- ・ 幅員の狭い道路、危険箇所が多い道路での活用は避けるなど、道路構造の特性を理解し、それに応じた活用を図る

法規制・手続き

・申請手続き

- ・ 法規制の目的や必要性、申請に必要な事項等について、関係者、参加者への十分な周知を図る
- ・ 申請については、十分な準備期間をとる
- ・ 事業企画については、その事業の必要性、公共性、公益性を確保することはもちろん、交通への影響や、他の関係者と十分な調整、合意を得た上で行う
- ・ 活用の公益性、公共性を担保するため、申請は個人や企業ではなく、営利目的を持たない公益的な組織とする

・法規制への理解

- ・ 法規制の目的や必要性、申請に必要な事項等について、関係者、参加者への十分な周知を図る
- ・ そのため、必要に応じて参加者に対する講習会、勉強会を開催する
- ・ 特に、事故、トラブルの対応については、活用者自らが解決を図ることが基本であるため、活用に対する責務についての十分な理解を促す

・運営参画意識

- ・ 活用目的、活用効果、活用内容等のP Rを積極的に行い、参画意識を促す
- ・ 市民の参加者を増やすため、イベント活用時の企画段階から一般公募等を実施するなど、参加機会の拡大を図り、活用者等の裾野を広げる
- ・ パフォーマー等の市民参加者の登録制度の検討、活用を進める
- ・ パフォーマー等市民参加者と沿道商店街の意見交換等の場を設立することで連携を図る
- ・ コンテスト方式をとるなど、参加意欲を高める手法について検討する
- ・ さらなる参加を進めるため、事業効果(来場者数、満足度等)を的確に把握し、P Rを継続する

行政の支援

- ・活業者による検討を踏まえ、商業行為の範囲、許可基準の設定、収益の公共還元のしくみ、ルールづくりを積極的に進める
- ・自主警備のあり方や連絡体制の方策についての情報提供
- ・過去の会場設営、警備手法のノウハウやデータの提供
- ・損害賠償範囲と最低保証基準の設定等、保証能力の担保について検討を進める
- ・行政との連携により不許可者の営業活動等の防止、排除に対応する管理体制の構築を検討する
- ・広報面での支援
- ・パフォーマー等の市民参加者の登録制の検討（活業者と沿道商店街との連携体制の確立のための仲介支援）
- ・交通規制に必要な資材、会場管理に必要な資材、設備等に関する情報の集約と公開を進める
- ・公共性確保と活用効果の一般市民への周知を図る等の支援（収益の公共還元のしくみ、非営利化等のルールの確立したうえで、公共空間を使用するといった権益の公平性を担保する）

- ・活業者と近隣飲食店、商業者等の仲介、調整の支援
- ・活用バックアップ体制の構築（NPOやTMOなどといった、市民にとって利用しやすい相談窓口の設置について検討する）
- ・パフォーマーなど活業者等と沿道商店街の連携体制の確立のための仲介支援

- ・積極的な活用ができる環境づくりや良質な景観づくりについて、協議・検討する場を設置するなど、継続的・段階的な取組みを進める
- ・イベント時の協賛広告のあり方について、景観面、制度面等からのさらなる検討を進める

運営・参画意識

課題解決のヒント

活用者の役割

・活動資金の調達

- ・公共性、公益性を前提とした収益の管理方法や、透明性を確保した経理の報告方法について検討する
- ・設備購入資金の確保策、活用団体内での出店者の選定のしくみ、売上向上のための手法等について検討する

・危機管理

- ・責任者を選出するとともに、自主警備体制を整える。緊急事態に対応した連絡網の整備、危機管理対応マニュアル等を作成する
- ・事故、クレーム等の対応については、活用者（実施者）の責任において、迅速かつ丁寧に対応する
- ・適正な補償能力をもった損害保険への加入
- ・主催者の中の責任体制の明確化（組織体制のあり方）についても検討する

・情報管理

- ・広報活動の充実、強化（ホームページ掲載。ガイドブック作成、配布）方法について検討する
- ・他の関係団体とのネットワークの構築、連携強化

・市民の理解

- ・活用目的、活用効果、活用内容等のPRを積極的かつ効果的に行う
- ・行政と連携しながら、活用のためのルールづくりについて検討を進める
- ・公共空間を使用する企画案等に関して公募制を導入するなど、広く一般市民からの参加を促進することで、公平性を高める
- ・イベント（活用）自体にも、市民参加の機会を設けるなど、常に、公共性・公平性をこころがける
- ・慣例的な他の行事との整合を図る

合意形成

・近隣商店街、商業者 近隣住民等の理解

- ・活用目的、活用効果、活用内容等のPRを積極的かつ効果的に行う
- ・連絡調整の場や事前説明会等を開催する
- ・事前に案内書を配布するなど、周知を図る
- ・競合する飲食店等との共同販売、商品のすみ分け等の可能性を検討する
- ・周辺景観等にも配慮し、調和した活用計画とする

活用の質

・活用の質の向上と 街並みの整合性

- ・活用の質の向上（管理範囲や管理の役割分担のほか、デザインやパフォーマンスのレベルなどの基準等について、各種の取組みからルール・マナーについて検討する）
- ・コンテスト等を実施するなど、参加者の質を高める活用手法について検討する
- ・専門家と市民との接点をより多くもうけ、アマチュアのレベルの向上を図る
- ・沿道の特性に応じた活用メニューの展開について検討するとともに、運営組織や一般市民による活用内容の評価と修正の実施（アンケートや市民意見の募集等を行い、市民ニーズにマッチした取組みへと発展させる）

道路空間活用検討会

道路（みち）づかいのススめを発行するにあたり

道路空間活用検討会では、市民の方々による道路空間活用が積極的に行われ、都心の魅力アップと活性化につながる一助となるように、この「道路（みち）づかいのススめ」をまとめました。

前半ではより多くの方々に楽しく道路活用をしていただくため、将来のにぎわいのある道路の様子を夢のある絵で表現しています。また、後半では、実際に道路を使いたい方のための手引きになるよう手続きなどをわかりやすく紹介しています。

今後、より多くの市民の方々に道路活用に参加していただき、にぎわいと感動あふれる札幌の都心づくりが一層進むことを心から期待しています。

検討メンバー

成田真利子（市民）

坂本 晴則

（札幌シャワー通り商店街・札幌四番街商店街振興組合・さっぽろプロムナード実行委員会）

越山 元（札幌駅前通振興会）

桜井 亮一（有限会社ブラッツ）

酒本 宏（株式会社グランドデザイン）

重田サキネ（スタジオダブレス・ライター）

平田まどか（北海道デザイン協議会・造形作家）

中根 知子（フードクリエイター）

【顧問】

杉本 公一（北海道開発局札幌開発建設部）

大野 順一（北海道警察本部交通部交通規制課）

【アドバイザー】

小篠 隆生（北海道大学大学院工学研究科）

【札幌市】

城戸 寛（企画調整局都心まちづくり推進室都心交通担当課長）

【司会・進行】

神長 敬（株式会社キタバランドスケープ）

写真協力：NPO法人シビックメディア



さまざまな魅力を肌で感じ
時を忘れてゆったりと過ごす

そして一人一人が満足する

そんな都心を みんなでつくっていきませんか

もしかしたら

新しい自分が誕うまれ

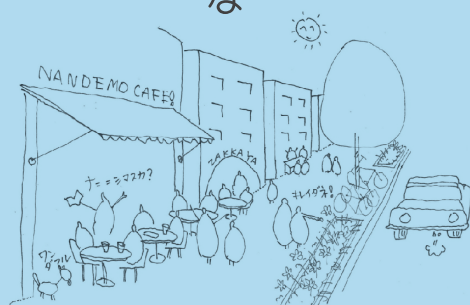
もしかしたら

新しい文化が創うまれて

そして新しい札幌が生まれる

もしかしたら・・・

できたらいいな



都心の道路活用

●お問合せ先

札幌市市民まちづくり局都心まちづくり推進室都心交通担当

TEL・・・011・211・2692

2005年4月発行

札幌市